

ごみ集積所設置等に関する基準

(目的)

この設置基準は、「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」(平成5年4月1日条例第21号)第21条2項に定める「所定」の場所を、ごみ集積所と位置付け、家庭等から排出される廃棄物を円滑に収集すること及び市民等が排出する際の利便性等を確保するため、ごみ集積所の新設、移設及び廃止(以下、「設置等」という。)に関する必要事項を定めることにより、良好な生活環境の保全に寄与することを目的とする。

1 設置にあたっての基本的事項(共通事項)

(1) 設置等の協議

- ア ごみ集積所の設置等の協議は、定日ごみ集積所新設等協議申請書(様式1)と設置予定場所を記した地図等を添付のうえ収集開始希望日の14日前までに廃棄物対策課又は久里浜収集事務所に提出することにより行う。
- イ アの協議は、原則として町内会、自治会(以下、町内会等)という。)の代表者、共同住宅にあっては管理する組織の責任者が行う。
- ウ 上記に基づく協議結果については、現地確認後、速やかに代表者等へ回答を行う。

(2) 設置場所

- ア 塵芥収集車(以下、「収集車」という。)が容易に通行でき、周囲の安全(歩行者、他車)が確保できる場所であること。
- イ 収集車が通り抜けできない場合は、安全に方向転換等ができる場所であること。
- ウ 原則として、道路交通法による駐停車禁止等の場所でないこと。
 - ①交差点や横断歩道から5m以上離れている場所であること。
 - ②バス停から10m以上離れている場所であること。
 - ③急勾配を極力避けた位置であること。
 - ④カーブを極力避けた位置であること。
- エ 利用者が安全にごみの排出ができ、安全に収集を行うことができる場所であること。
- オ その他、疑義が生じた場合は、町内会等と市が協議するものとする。
また、設置後に課題が生じた場合も、町内会等と市が協議するものとする。

(3) その他

- ア 1か所あたりの利用世帯は、概ね20世帯とする。
- イ 私有地への設置にあたっては、地権者の同意書を市に提出すること。
- ウ 私有物(ごみ収納ボックス等)の設置にあたっては、事前に市と協議を行い、所有者の同意書を市に提出すること。
- エ ごみ集積所を他の場所に移設する場合には、原則として既存の場所に設置してから6か月間を経過していること。
- オ ごみ集積所については、町内会等や利用者が清掃等を行い清潔に保つこと。
なお、鍵付の収納庫(マンション等)を管理する者については、午前8時まで解錠していること。

また、町内会等に配付している、ごみ収納ボックス及びカラス除けネットについては、町内会等や利用者の責任において、安全に配慮し適正に管理すること。

カ この基準に定めのない事項については、市と別途協議し合意を得ること。

2 開発事業に伴うごみ集積所の設置

「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」（平成 5 年 4 月 1 日条例第 21 号。以下「条例」という。）第 29 条及び「廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例施行規則」（昭和 47 年 4 月 1 日規則第 32 号。以下「規則」という。）第 25 条に基づく一般廃棄物保管施設（以下、「ごみ集積所」という。）の設置にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

(1) 協議義務

規則第 25 条に定める開発事業を行おうとする者（以下、「事業者等」という。）は、設計時点から竣工、入居にいたるまでの間、適宜市と協議を行うこと。

(2) 20 戸以上の共同住宅のごみ集積所設置基準

共同住宅のごみ集積所の設置基準は次のとおりとする。

ア 収集車（最大幅 2.2m、最長 6.0m、最高 2.8m）が直接横付けでき、安全かつ円滑に収集できる位置であること。

イ 道路と同一平面でかつごみ集積所の長辺が道路に接し、その道路が通り抜けできること。なお、通り抜けできない場合は、安全に方向転換できる場所を確保すること。

ウ ごみ集積所の有効面積は住戸数 20 戸あたり 3 m²以上を基準とし、計画戸数に 0.15 m²を乗じて得た面積以上とすること。

なお、条例第 22 条第 2 項に規定する事業者がごみ集積所にごみを排出する場合は、排出量に応じた面積を加算すること。

エ ウの規定にかかわらず、ワンルーム形式集合住宅建築物におけるごみ集積所の有効面積は、住戸数 20 戸あたり 1.6 m²以上を基準とし、計画戸数に 0.08 m²を乗じて得た面積以上とすること。

なお、条例第 22 条第 2 項に規定する事業者がごみ集積所にごみを排出する場合は、排出量に応じた面積を加算すること。

オ ごみ取り出し口の開放幅は 1.5m 以上とし、ごみ取り出し口以外には高さ 50 cm 以上の壁を設けること。

カ 雨水が溜まらない構造にすること。

キ ごみ集積所に標示板等を設置すること。

ク 扉を設置する場合は引き戸とし、開放高は 2m 以上で開放幅は 1.5m 以上とすること。

ケ 小屋方式を設置する場合は照明、換気装置及び給排水施設を設置すること。

コ 集団資源回収施設を設置するよう努めること。

(3) 20 戸以上の戸建住宅地のごみ集積所設置基準

20 戸以上の戸建住宅地のごみ集積所設置基準は次のとおりとする。

ア 収集車（最大幅 2.2m、最長 6.0m、最高 2.8m）が直接横付けでき、安全かつ円滑に収集できる位置であること。

- イ 道路と同一平面でかつごみ集積所の長辺が道路に接し、その道路が通り抜けできること。なお、通り抜けできない場合は、安全に方向転換できる場所を確保すること。
- ウ ごみ集積所の有効面積は住戸数 20 戸あたり 3 m²以上を基準とし、計画戸数に 0.15 m²を乗じて得た面積以上とすること。なお、条例第 22 条第 2 項に規定する事業者がごみ集積所にごみを排出する場合は、排出量に応じた面積を加算すること。
- エ ごみ取り出し口の開放幅は 1.5m 以上とし、ごみ取り出し口以外には高さ 50 cm 以上の壁を設けること。
- オ 雨水が溜まらない構造にすること。
- カ ごみ集積所に標示板等を設置すること。
- キ 原則として、20 戸以上に 1 か所の割合で、有効幅員道路以外の場所に設置すること。なお、ごみ集積所が占用する土地を市へ帰属する場合は、土地を管理することとなる者と帰属方法等について協議し、占用許可等の必要な手続きを取ること。
- ク ごみ集積所の維持管理は、事業者等又は利用する住宅所有者若しくは住宅居住者で結成した住民組織で行うこと。なお、事業者等は、維持管理方法を書面で市に提出し、住民組織にも維持管理方法を明示すること。
- ケ ごみ集積所の形状、色彩等が周辺のまち並みと調和し、美観に配慮した施設とすること。
- コ ごみ集積所を複数設置する場合は、収集車両の円滑な運行ルートを十分考慮すること。

(4) 20 戸未満の戸建住宅地及び共同住宅のごみ集積所設置基準

20 戸未満の戸建住宅地及び共同住宅のごみ集積所設置基準は次のとおりとする。

- ア 収集車（最大幅 2.2m、最長 6.0m、最高 2.8m）が直接横付けでき、安全かつ円滑に収集できる位置であること。
- イ 道路と同一平面でかつごみ集積所の長辺が道路に接し、その道路が通り抜けできること。なお、通り抜けできない場合は、安全に方向転換できる場所を確保すること。
- ウ その他、詳細については市と別途協議すること。

(5) 近隣住民との協議

事業者等は、ごみ集積所及びその位置、構造等について近隣住民と協議し同意を得るよう努めること。

(6) 工事完了の検査

- ア 事業者等は、工事完了後速やかに市に報告し、検査を受けること。
- イ 検査終了後、収集開始期日が確定するまで、ごみは自己処理すること。

(7) ごみ集積所の明示

事業者等は、ごみ集積所及びその位置を居住者に明示すること。

(8) その他

この基準に定めのない事項については、市と別途協議し合意を得て施工する。

附 則

- 1 この基準は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 この基準の施行前に協議のあったもの及び協議の整ったものについては、前項の規定にかかわらず、この基準により申請及び協議がなされたものとみなし、当面の間、これを適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(横須賀市環境部廃棄物対策課)